

兵庫県公報

令和3年6月10日 木曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課）	1

公布された法令のあらまし

◎収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第31号）

使用料及び手数料徴収条例の一部改正により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する手数料に、新たに医薬品製造所登録申請手数料等が追加されることに伴い、収入証紙により徴収する手数料について所要の整備を行うこととした。

規 則

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月10日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第31号

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項41(22)を次のように改める。

(22) 医薬品製造所登録申請手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項41(22)の次に次のように加える。

(22)の2 医薬部外品製造所登録申請手数料

(22)の3 化粧品製造所登録申請手数料

(22)の4 医薬品製造所登録更新申請手数料

(22)の5 医薬部外品製造所登録更新申請手数料

(22)の6 化粧品製造所登録更新申請手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項41(28)の次に次のように加える。

(28)の2 医薬品又は医薬部外品の製造管理等の方法に係る区分適合性調査手数料

(28)の3 医薬品又は医薬部外品の製造管理等の方法に係る変更計画適合性調査手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項41中(48)の7を(48)の11とし、(48)の2から(48)の6までを(48)の6から(48)の10までとし、(48)の次に次のように加える。

(48)の2 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造所登録証書換え交付手数料

(48)の3 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造所登録証再交付手数料

(48)の4 医薬品又は医薬部外品の製造工程区分基準確認証書換え交付手数料

(48)の5 医薬品又は医薬部外品の製造工程区分基準確認証再交付手数料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項41(22)の次に次のように加える改正規定（同項41(22)の4から(22)の6まで

に係る部分に限る。)及び同項41中(48)の7を(48)の11とし、(48)の2から(48)の6までを(48)の6から(48)の10までとし、(48)の次に次のように加える改正規定は、令和3年8月1日から施行する。